

遠賀・中間地域広域行政事務組合告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、遠賀・中間地域広域行政事務組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱うため指定する金融機関を下記により変更するので告示する。

記

1. 指定金融機関の名称及び所在地

変更前 株式会社西日本シティ銀行 福岡市博多区博多駅前3丁目1-1
変更後 遠賀信用金庫 遠賀郡水巻町頃末北4丁目6-18

2. 取扱事務の範囲

遠賀・中間地域広域行政事務組合の公金の収納及び支払の事務

3. 変更期日

令和5年10月1日

令和5年3月30日

遠賀・中間地域広域行政事務組合
代表理事 美浦喜明

